

○上富田町指定管理者選定委員会条例

令和2年3月18日

条例第17号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、上富田町指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長又は上富田町教育委員会の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定に関する事項を審査する。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 町の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員には上富田町報酬及び費用弁償条例(昭和33年条例第13号)に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、前項第2号の委員には報酬及び費用弁償を支給しない。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審査が終了するときまでとする。

5 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族が指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と直接の利害関係を有するときは、当該法人その他の団体の事案についての審査に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。